

# 環境保全に関する協定書

井（                      区）水利権代表者                      （以下「甲」という）  
と、                      井を利用して、家庭雑排水を放流する河川利用者（地権者を含む）並びに、  
合併処理浄化槽設置者（以下、「乙」という）との間に、                      井の環境保全に関し、  
甲及び乙は、区長を立会人とし、次のとおり協定書を交換する。

第1条      乙は家庭雑排水を                      井に放流する場合は、河川水質汚染を防止するため、甲に協議のうえ浄化槽を設置するものとする。

2      前項の規定により設置する場合は、3戸以上の団地もしくは、アパート等は、甲及び乙で協議し、さらに集約浄化槽を設置しなければならない。

第2条      乙は、浄化槽及び集約浄化槽等の汚泥等を、年4回以上業者によって清掃し、常に正常な機能を発揮するように管理しなければならない。

2      甲は、集約浄化槽等を常に点検することができ、前条に関わらず清掃を督促することができる。

第3条      合併処理浄化槽設置者は、浄化槽法（昭和58年法律第43号）の規定に基づき、維持管理を行わなければならない。

第4条      河川利用中汚染が認められたときは、甲は乙に改善を求めることができる。

第5条      乙は、区内で実施する河川並びに井の清掃に、積極的に参加しなければならない。

第6条      この協定書に定めのない事項については、必要に応じて甲、乙双方協議し、良識に基づき処理するものとする。

前記協定書の成立を証するため、協定書3通を作成し、各自署名の上、甲、乙、並びに立会人、各一通を保持するものとする。

令和      年      月      日

(甲)      住 所  
            氏 名

(乙)      住 所  
            氏 名

立会人 住 所  
            氏 名